

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部		
	課名	都市計画課		
	係名	計画係		
	記入者		電話(内線)	259

1. 事業の概要					
(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	景観まちづくり事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体		市	
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質 一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	21301 (総合計画掲載ページ 67 ページ)	会計区分		一般会計	
基本目標(政策)	2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)	財源区分		市単独	
基本施策	1 計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)	予算科目		款 8 項 3 目 1	
施策	良好な景観形成	予算書上の 事業名称		まちづくり活動推進事業費 (予算書 ページに掲載)	
施策内容	地域特性に合わせた景観形成の誘導	(8) 事務分類		自治事務	
(5) 事業期間	開始 平成 19 年 4 月から 終了 年 月まで (力年)	根拠法令		景観法(平成16年6月18日第110号)	

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象(だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿(意図・どのような状態になるのか)
結城市全域の景観	建築物や工作物, 屋外広告物の位置や形態・色彩等についての指針により, 結城市の地域特性や実情に応じた効果的な景観形成を進める。また, 景観まちづくりを推進するために, 行政規制及び支援措置創設に向けて景観計画を策定する。
(2) 手段(事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
中心市街地 ・H19 基礎調査 ・H22 ガイドライン(案)策定 ・H23 パブリックコメント, ガイドライン作成 市全域 ・H24 基礎調査 ・H25 ガイドライン(案)作成 ・H26 パブリックコメント, ガイドラインパンフレット作成 ・H27.4.1 景観行政団体へ移行 ・H28 景観計画策定 景観条例制定 ・H29 屋外広告物条例制定 ・H30 伝統的建造物群保存地区指定検討 (都市計画課, スポーツ文化課)	茨城県状況 ・景観行政団体 11市(景観法第7条) ・景観計画策定 7市(景観法第8条) ・景観条例策定 5市1町
(5) 事業をとりまく環境の変化(社会環境, 市民ニーズ等)や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト						
行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映
実施計画						
● 予算内訳		実績額(千円)	当初予算額(千円)	計画額・見込額(千円)		
事業内容		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
(1) 事務事業費	委託料(ガイドライン策定)	2,700				
	委託料(都市再生計画事後評価)		2,032			
	委託料(景観計画策定)					
	委託料(伝建検討)					
	合計	2,700	2,032			
財源	国庫支出金(千円)	1,350	1,000			
	県支出金(千円)					
	地方債(千円)					
	その他特定財源(千円)					
	一般財源(千円)	1,350	1,032			
合計(千円)	2,700	2,032				
補助・起債制度名	社会資本整備総合 交付金事業	社会資本整備総合 交付金事業				

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称			単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	景観形成ガイドライン策定	目標値	式					
		実績(見込)値		1				
指標名	景観計画策定	目標値	式			1		
		実績(見込)値						
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名	景観形成ガイドライン、景観計画による景観誘導、市民の自発的な景観まちづくりの展開	目標値	式		1	1	1	1
		実績(見込)値			1	1	1	1
		達成率		0.0 %	100.0 %			
指標名	景観条例及び屋外広告物条例制定	目標値	式			1	1	
		実績(見込)値				1	1	
		達成率		#VALUE! %	#VALUE! %			

5. 事業評価

(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	良好な景観づくりは、市民・事業者・行政の協働により推進する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	市民自らが主体となり景観形成を考え推進するために、行政が支援・誘導するものである。
	手段の妥当性	B	どちらとも言えない	景観形成ガイドラインの周知と意識高揚を図るための情報提供については、検討が必要である。さらに、景観計画を策定し事業を進める必要がある。
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	将来は、景観アドバイザー等専門家の制度を導入し、行政から市民主体へコスト削減を図る。
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	結城市全域を対象した景観まちづくりであり偏りはない。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	平成27年度より展開していく事業である。
進捗度	事業の進捗	C	遅れている	平成19年度の基礎調査からの事業であり遅れている。

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

結城市の景観まちづくりの基本となる事業のため、景観計画を策定し他事業（都市計画道路再検討事業、伝統的建造物群保存地区指定事業）と連携して進める必要がある。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

景観計画策定及び伝統的建造物群保存地区指定し、景観まちづくりをさらに効果的に実施できるよう新たな推進体制を図る。

6. 事業の方向性判断

評価主体	27年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	まちづくり基本方針の一つのメニューとして、景観計画を検討していく。
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う		上記評価のとおり。